

# 兵庫県行財政運営方針(案)

平成30年8月

兵 庫 県

# 目 次

I	策定の趣旨	1
II	行財政運営の基本方針	1
III	取組期間	1
IV	財政運営	1
V	各分野の取組方針	
1	組織	
(1)	本庁	2
(2)	地方機関	2
(3)	教育委員会	3
(4)	警察	3
(5)	その他行政委員会等	3
2	職員	
(1)	定員	4
(2)	給与	4
(3)	多様な働き方の推進	4
(4)	人材育成	4
3	行政施策	
(1)	事務事業	5
(2)	投資事業	5
(3)	公的施設等	6
(4)	試験研究機関	6
(5)	県営住宅事業	7
(6)	流域下水道事業	7
4	公営企業	
(1)	企業庁	7
(2)	病院局	8
5	教育施策(教育委員会所管)	9
6	公立大学法人兵庫県立大学	9
7	公社等	10
8	長期保有土地	11
9	自主財源の確保	
(1)	県税	11
(2)	課税自主権の活用	11
(3)	諸収入	12
(4)	債権管理	12
(5)	資金管理	12
10	地方分権の確立に向けた取組	13
11	すこやか兵庫の実現に向けた施策の推進	14
(参考)	財政フレーム	15

## 兵庫県行財政運営方針(案)

### I 策定の趣旨

行財政構造改革推進条例を制定し2018(H30)年度を目標に取り組んできた行財政構造改革は、組織、定員・給与、事務事業、投資事業、自主財源の確保など各分野において、行革プランに掲げた目標を達成することができた。

一方、震災関連県債に加え、行革期間中に財源対策として発行した退職手当債や行革推進債の償還が今後も続く。加えて、世界経済や日本経済の見通し、国の財政健全化の取組など本県を取り巻く行財政環境は予断を許さない。

さらに、今後とも、人口減少、少子高齢化など社会経済情勢の変化や国の政策動向等を踏まえながら、すこやか兵庫をめざし、県民ニーズを的確に捉えた施策を展開していく必要がある。

このため、行財政構造改革の成果を生かしつつ、適切な行財政運営を推進できるよう、各分野の取組方針を定めた行財政運営方針を策定する。

### II 行財政運営の基本方針

適切な行財政運営を推進するため、次の基本方針に基づき、不断の取組を進める。

#### 1 持続可能な行財政構造の保持

行財政全般にわたる構造改革により確立した体制のもとに、収支均衡と将来負担の軽減を図る持続可能な行財政構造を保持する。

#### 2 選択と集中の徹底

時代の変化への的確な対応、国と地方、県と市町の役割分担の明確化、効率的な県政運営の推進、計画的・効果的な事業の推進、自主財源の確保などの視点に基づき、取組の重点化を図る選択と集中を徹底する。

#### 3 すこやか兵庫の実現に向けた施策の推進

社会経済情勢の変化を踏まえた県民ニーズを的確に捉え、「兵庫2030年の展望」及び「21世紀兵庫長期ビジョン」を踏まえた、すこやか兵庫の実現に向けた施策を推進する。

#### 4 県民の参画と協働による県政の推進

県政の取組を分かりやすく情報発信しながら、県民とともに考え、共に実行していく県民の参画と協働による県政を推進する。

### III 取組期間

2019(H31)年度～2028年度の10年間

但し、3年ごとを目途に、社会情勢の変化、国の政策動向、行財政の運営状況を勘案し、運営方針の見直しを行う。

### IV 財政運営

財政フレームを策定し、県財政の中長期の見通しを示す。

フローとストック両面の財政指標を設定し、10年間の目標を定め、収支均衡の維持と将来負担の軽減を図る。

[財政運営の目標]

区 分		10年間の目標
フ ロ ー 指 標	収 支 均 衡	収支均衡
	県 債 依 存 度 (県債発行額/一般財源) [臨時財政対策債除き]	毎年度の地財計画の一般財源総額に対する地方債[臨 財債除き]の割合以下(2018(H30):8.4%)
	(普)実質公債費比率 (単 年 度)	18%未満 (地方債協議制度同意基準)
	(普)公債費負担比率 (公債費/一般財源) [震災関連県債除き]	毎年度の地財計画の一般財源総額に対する公債費の割 合以下(2018(H30):19.7%)
	県債管理基金活用額	財源対策としては、原則、活用しない
	経 常 収 支 比 率	—
	うち人件費	30%程度
	うち公債費	25%程度
	うち社会保障関係費等	40%程度
	ス ト ツ ク 指 標	県 債 残 高 比 率 (県債残高/標財規模) [臨時財政対策債除き]
県 債 残 高 [臨時財政対策債、減収補填債] [75%分、補正予算債除き]		2018(H30)年度の70%程度
(普)将来負担比率 [震災関連県債残高除き]		2016(H28)年度全国平均(200%)程度
(普)県債管理基金積立不足率		15%程度

V 各分野の取組方針

1 組織

(1) 本 庁

① 部

5部体制を基本とし、特定分野を担当する部長を設置するなど、時代の変化に伴う多様な政策課題に対して、総合的かつ機動的に施策展開が図れる部の体制とする。

② 局・課室

25局・100課を基本とし、組織の専門性・機動性の向上と施策の効果的・効率的執行が図れる局・課室の体制とする。

③ 本部体制

横断的な行政課題に対応するため設置している本部体制について、必要性の低下した本部は見直しつつ活用する。

(2) 地方機関

① 県民局・県民センター

ア 現地解決型の総合事務所体制としての県民局・県民センター体制を基本とし、市町行政体制の進展や地域の実情等を踏まえつつ、地域課題に総合的かつ的確に対応する体制とする。

イ 阪神南県民センターと阪神北県民局については、「阪神県民局」としての統合を目指し、今後、県民局本庁舎及び各庁舎の在り方や、適切な組織体制、統合時期等の課題を引き続き検討する。

ウ 県民局・県民センターの各事務所について、地域の特色を活かした施策の推進、効果的・効率的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等が図れる体制とする。

② その他地方機関

特定の行政課題に的確に対応できるよう、効果的・効率的な県民サービスの提供、業務の専門性・機動性の向上等が図れる体制とする。

(3) 教育委員会

① 本庁

ア 「ひょうご教育創造プラン」を着実に推進し、多様な教育課題等に効果的・効率的に対応できる体制とする。

イ 本県の特色である体験教育など県全体で取り組む教育施策について、神戸市と引き続き連携して推進する。

② 教育事務所

6教育事務所体制を基本とし、各市町教育委員会単位では対応が難しい課題への支援や県全体で取り組む教育施策の推進のため、市町教育委員会との連携をさらに充実するとともに、地域の特性に応じて効果的・機動的な体制となるよう、引き続き検討する。

(4) 警察

高度化・複雑化した犯罪など警察を取り巻く課題に効果的に対応するため、次世代に向けた兵庫県警察の組織の在り方を考える懇話会からの答申を踏まえた、専門的かつ広域的に対応できる体制とする。

[答申の内容]

① 警察本部

専門的事案に対応できる体制を充実するとともに、事案発生時に広域的な対応が図れる体制を検討

② 警察署

小規模警察署の脆弱性・非効率性を解消するため、隣接警察署との再編整備を検討

③ 警部派出所

取扱件数の減少や人員配置の非効率性を解消するため、廃止を含めて検討

④ 交番

勤務員の集中的な運用、常に警戒力を保持できる体制の確立を図るため、再編整備を検討

⑤ 駐在所

人口、取扱件数等が著しく減少している地域の駐在所の再編整備や、社会情勢の変化も踏まえた駐在所の勤務形態の在り方を検討

(5) その他行政委員会等

行政運営の公正を期するため設置された各行政委員会の設置目的を踏まえながら、各々の特性に応じた専門性が発揮できる事務局の体制とする。

## 2 職員

### (1) 定員

#### ① 職員

- ア 一般行政部門については2018(H30)年4月1日の職員数を基本とする。
- イ 業務の効率的な執行や、職員のワーク・ライフ・バランスに留意しつつ、県民サービスの水準の維持・向上及び新たな行政課題や行政需要の変化に的確に対応できる人員配置とする。
- ウ 法令等により配置基準が定められている教職員、警察官、医療職員等について、基準に基づき適正に配置する。
- エ 年齢構成の平準化に向け、経験者採用などを積極的に活用し、計画的な職員採用を行う。

#### ② 再任用職員

業務経験やノウハウを円滑に引き継ぐため、公務員の定年引上の動向を注視しつつ、再任用職員を積極的に活用する。

#### ③ 非常勤嘱託員等

- ア スクラップ・アンド・ビルドの徹底や、仕事の進め方の見直し等、業務の効率化を進めながら、業務量に応じて適正に配置する。
- イ 2020年度の会計年度任用職員制度導入に向け、報酬水準や期末手当、休暇制度、人事評価等の取扱について、地方財政措置や他府県の状況等を踏まえつつ、制度が適正かつ円滑に導入できるよう必要な見直しを行う。

### (2) 給与

#### ① 特別職

本県の財政状況等を踏まえ、給与抑制措置を行う。

#### ② 一般職

- ア 本県の財政状況や他の地方公共団体の状況等を踏まえ、管理職手当の減額を行う。
- イ 給与制度について、人事委員会勧告を尊重することを基本に、社会情勢や本県の財政状況、国や他の地方公共団体等の状況を踏まえ、適切に対応する。

### (3) 多様な働き方の推進

「兵庫県庁ワーク・ライフ・バランス取組宣言」に基づく、「超過勤務の縮減」、「子育て・介護と仕事の両立支援」、「働きやすい職場づくり」の三つを柱に、全庁を挙げた業務・超過勤務の縮減、在宅勤務・フレックスタイム制等の柔軟で多様な勤務形態の推進、休暇・休業制度等の各種支援制度の活用促進等に取り組む。

### (4) 人材育成

職員の意欲と創意を高める研修の充実やOJTを通じて職員の能力向上を図るとともに、民間等との人事交流、適切な人事評価や表彰制度の活用による士気高揚等に取り組み、新たな県政を担う人材を育成する。

併せて、女性が活躍できる場の拡大のため、「男女共同参画兵庫県率先行動計画」に基づき、女性職員の採用及び登用等の目標達成に向けた環境整備を進める。

### 3 行政施策

#### (1) 事務事業

##### ① 一般事業費

2018 (H30) 年度当初予算の事業費枠を基本とし、効率的・効果的に施設の維持管理や各種事業を推進する。

##### ② 政策的経費

時代の変化や国の制度改正、県と市町の役割分担等の視点を踏まえた見直しを徹底しつつ、各種事業を推進する。

[見直しの視点]

ア 時代の変化、国の制度改正、地方財政措置の水準等を踏まえた事業水準の適正化

イ 市町への権限移譲や地財措置の状況、県補助の先導性の低下等を踏まえた県と市町の役割の明確化

ウ 民間活動分野の拡大等を踏まえた民間等との役割の明確化

エ 受益者負担の適正化等給付と負担の適正化

オ 事務事業評価の活用による事業コストの検証や民間活力の活用等を通じた効率的な事業の推進

カ 外部資金の活用による財源の確保 等

##### ③ 新規施策の展開

「兵庫 2030 年の展望」や「21 世紀兵庫長期ビジョン」を踏まえ、「ふるさと兵庫実現プログラム」等の各種プログラムの具体化を図り、すこやか兵庫の実現に向けた施策を積極的に展開する。

##### ④ 事務事業数

2018 (H30) 年度当初予算の事業数を基本とし、スクラップ・アンド・ビルドを徹底する。

##### ⑤ 社会保障関係費

ア 社会保障関係費について、国の制度改正や本県の実情等を踏まえつつ、適切に事業を推進する。

イ 今後の社会保障関係費の増加に見合った地方の財源が確保されるよう、地方一般財源総額の充実・強化等を国に対し積極的に要請する。

##### ⑥ 業務の効率化・省力化

ア 事業の執行にあたっては、全庁的な事務改善を推進し、業務執行の簡素化・効率化を図る。

イ ビッグデータや AI・IoT 等の先端技術を活用し、業務の効率化はもとより、新事業の創出、施策立案機能の強化、県民サービスの向上など、より質の高い行政運営を推進する。

#### (2) 投資事業

##### ① 通常事業

ア 補助事業、単独事業について、地方財政計画の水準を基本とした事業費を設定する。

イ 補助事業について、計画的な事業推進に必要な国庫支出金を積極的に確保する。

## ② 別枠事業

- ア 防災・減災対策や長寿命化対策など、本県の喫緊の課題に対し、地方交付税措置のある県債や基金等を活用することを基本に、必要な事業費を別枠で確保する。
- イ 国の経済対策について、本県の経済情勢等を勘案しながら適時適切に対応し、事業費を確保する。

## ③ 社会基盤整備の推進

- ア 「ひょうご社会基盤整備基本計画」を基本方針として、社会基盤整備を計画的・効率的に推進する各種分野別計画及び地域別計画である「社会基盤整備プログラム」に基づき、時代の変化や県民ニーズに対応しつつ、必要性・緊急性の高い事業へ重点化を図り、着実に事業を推進する。
- イ 建設企業等の健全育成と公共工事等の品質確保を推進する。

### [主な分野別計画]

分野	計 画 名
地震・津波対策	津波防災インフラ整備計画
	南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム
	日本海津波防災インフラ整備計画(仮称)
	ひょうご道路防災推進10箇年計画(仮称)
	地域の防災道路強靱化プラン
総合的な治水対策	地域総合治水推進計画
	ため池整備5箇年計画
土砂災害対策	第3次山地防災・土砂災害対策計画
ミッシングリンクの解消	ひょうご基幹道路ネットワーク整備基本計画(仮称)
老朽化	ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画
農林水産	農業生産基盤整備の推進(農林水産ビジョン2025)
	新ひょうご林内路網1,000km整備プラン(農林水産ビジョン2025)

## (3) 公的施設等

### ① 公共施設等の適正管理の推進

県が所有する公共施設等について、社会情勢の変化等を踏まえながら施設の在り方に関する不断の検証を行うとともに、「公共施設等総合管理計画」や各分野の個別計画に基づき、施設総量の適正化、老朽化対策、安全性の向上と適切な維持管理、施設等の有効活用を推進する。

併せて、道路・橋梁・上下水道など市町管理施設の老朽化対策を支援する。

### ② 効率的な管理運営の推進

民間事業者のノウハウの活用が期待できる施設は、原則として公募による指定管理者制度を推進するとともに、事業者、所管課、外部委員による適切な評価システムを機能させることと併せ、効率的で質の高い管理運営水準を確保する。

## (4) 試験研究機関

### ① 研究機能の強化・重点化

各機関の中期事業計画に基づき、大学や民間企業等との連携、先端技術の導入・活用等を通じた研究機能の強化を図りながら、県民ニーズを的確に捉えた試験研究業務への重点化や成果普及を推進する。

② 弾力的な運営体制の整備

限られた研究資源のより効果的な活用を図るため、外部人材の活用、産学官連携による共同研究などにより、弾力的・効率的な運営体制とする。

③ 効果的な経営の徹底

外部資金の積極的な獲得、成果指標となる客観的な数値目標の設定や評価システムの推進など効率的・効果的な経営を徹底する。

(5) 県営住宅事業

① 県営住宅管理戸数の適正化

「ひょうご県営住宅整備・管理計画」に基づき、2025年度末の管理戸数48,000戸程度に向け、計画的な建替又は集約・廃止を推進し、管理戸数の適正化を図る。

② 県営住宅ストックの有効活用

耐震化やバリアフリー化、計画的な修繕による建物の長寿命化などを図り、既存の住宅ストックを有効活用する。

③ 経営の効率化

家賃収納対策の推進による使用料収入の確保や民間活力を活用した効率的な管理運営など、経営の効率化を推進する。

④ 新たな施策展開

地域のニーズや県外からの移住など、多様な住宅需要に対応した施策を展開する。

(6) 流域下水道事業

① 自立・安定的な経営の確保

2018(H30)年4月から地方公営企業法(財務規定)を適用したことを踏まえ、2018(H30)年度末に策定する経営戦略のもと、中長期的な視野に基づく計画的な経営を推進する。

② 施設更新、維持管理の効率化

計画的かつ最新技術を活用した施設更新、長寿命化を推進するとともに、効率的な維持管理を推進する。

4 公営企業

(1) 企業庁

① 経営改革の推進

「新・企業庁経営ビジョン」及び「企業庁総合経営計画」に基づき、各事業の黒字を維持しつつ、自律、安定した経営改革を推進する。

② 地域整備事業

ア 既開発地区の分譲推進

民間ノウハウの導入を積極的に進め、早期のまちの熟成(2020年度末分譲進捗率約90%)を目指し、企業立地や宅地分譲を推進する。

## イ 事業進度調整地

県民・企業ニーズや事業採算性等を考慮の上、地元自治体等の理解と協力を得ながら、その利活用を検討する。利活用が困難な場合は、長期的には県有環境林等としての活用も検討する。

## ウ 地域整備事業の在り方

まちの熟成など地域整備事業の状況等を見定めて、今後の在り方を検討する。

### ③ 水道用水供給事業・工業用水道事業

「アセットマネジメント推進計画」に基づく計画的な修繕・更新を推進するなど、水道用水・工業用水の安定供給を図るとともに、水道事業については、県内水道事業体との広域連携等の取組を推進する。

### ④ 地域創生整備事業

地域の振興、県民福祉の向上に向け、独立採算を維持しながら、健康、環境、観光、教育、産業、都市再生などの分野について、外部有識者の意見を踏まえながら、新たな取組を推進する。

### ⑤ 青野運動公苑

新たな利用者確保に向けた取組の推進などにより、健全経営を確保する。

### ⑥ 一般会計との貸借関係

一般会計と企業会計の貸借関係の整理を検討する。

## (2) 病院局

### ① 経営改革の推進

「第4次病院構造改革推進方策」に基づき、地域医療機関との連携強化や新規患者の確保、診療報酬改定への的確な対応等による収入の確保、業務委託化の推進や診療材料費の削減等による費用の抑制など、経営改革を推進して病院事業全体での黒字経営を確保する。

### ② より良質な医療の提供

#### ア 診療機能の高度化・効率化

各病院の政策医療を踏まえた診療機能の拡充、ICT化の推進、計画的な建替整備等により、診療機能の高度化・効率化を推進する。

#### イ 再編・ネットワーク化

「保健医療計画」の策定、診療報酬改定の動向などの医療制度改革を踏まえ、地域の医療ニーズに対応した病床機能への見直しを行うとともに、公立病院等との再編・ネットワーク化を推進する。

### ③ 運営体制・基盤の確保

政策医療の安定的かつ継続的な提供、新病院整備に伴う診療機能の高度化等に対応するため、医師確保対策、看護師確保対策の取組を推進する。

## 5 教育施策(教育委員会所管)

### (1) 「ひょうご教育創造プラン」の推進

- ア 「第3期ひょうご教育創造プラン」に基づき、本県の教育が目指すべき方向性や今後取り組むべき様々な課題に対応した教育施策の推進を図る。
- イ 総合教育会議を活用し、教育施策の方向性について知事部局との共有化を図ることにより、教育創造プランの具体化に向けた施策の推進に連携して取り組む。
- ウ 社会的・職業的自立に向けたキャリア形成、兵庫型「体験教育」の推進、グローバル時代に対応した教育、「兵庫型教科担任制」等の学力向上方策の充実を図り、特色ある教育を推進する。
- エ いじめ・問題行動等へ適切に対応するため、学校組織としての対応力や教職員の資質の向上を推進する。また、「教職員の勤務時間の適正化推進プラン」に基づき、教職員の働き方改革の具体的な取組を推進する。
- オ 県民のニーズに応じた学びの機会・場の充実、「スポーツ立県ひょうご」を推進する。

### (2) 県立高等学校

- ア 社会情勢の変化等に対応しつつ、特色ある学科の設置推進、教育内容の充実、教育方法の工夫・改善、入学者選抜制度の改善などの方針に基づき、魅力あるひょうごの高校づくりを推進する。
- イ 生徒の減少等環境の変化を踏まえ、小規模校対策など地域の教育活動の活性化に向けた取組を推進する。
- ウ 「県立学校施設管理計画」に基づき、施設の長寿命化改修やトイレ改修、空調設備の設置など、安全・安心な学習環境を推進する。

### (3) 特別支援学校

- ア 「兵庫県特別支援学校教育第二次推進計画」の評価・検証を踏まえ、特別支援学校のみならず、すべての学校において、学習支援体制・相談支援体制の充実、学校間連携の推進など一人一人の多様な教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進する。
- イ 教職員研修の充実等により特別支援教育に関する専門性の向上を図る。

## 6 公立大学法人兵庫県立大学

### (1) 魅力ある大学づくりの推進

#### ① 教育・研究充実のための大学改革の推進

2018(H30)年度に策定する新たな中期目標、中期計画のもと、グローバル社会や情報科学技術の急速な進展など、大学を取り巻く地域や社会のニーズの変化に的確に対応し、様々な分野で活躍できる人材を育成するため、経済学部・経営学部の国際商経学部・社会情報科学部への再編や学部との接続も見据えた大学院の統合・再編を始めとする教育、研究の充実強化や発信力の強化を図り、大学改革を推進する。

#### ② 産学官連携など社会貢献の充実強化

ニュースバルとSPRING-8の一体的な活用のほか、金属新素材研究センターの活用など産業界等のニーズに応えた技術、経営等の支援の充実や、将来にわたって活力ある地域社会の構築に向けた地域課題の解決など、産学官連携を始めとする社会貢献機能を強化する。

## (2) 自律的、効率的な管理運営体制の確保

### ① 大学の魅力向上に向けた戦略的な運営体制の確保

理事長、学長の連携を強化しながら、理事長は法人経営に、学長は教学に専念し、大学の魅力向上に向けた戦略的な経営を、設置者である県と密接に連携しながら推進する。

### ② 教職員の適正配置の推進

計画的な定員管理を進める中で、新陳代謝や質向上を図り、大学改革等に必要な人材を確保し適正に配置する。

### ③ 持続可能な財務構造の維持

設置者である県からの運営交付金等に加え、大学としても共同研究や受託研究など自主財源の獲得に積極的に取り組み、持続可能な財務構造を維持する。

## 7 公社等

### (1) 団体の見直し

社会経済情勢の変化や県民ニーズ、民間との役割分担等を踏まえながら、設立意義や事業の必要性等の観点から公社等の在り方を含めて見直しを行う。

### (2) 運営の合理化・効率化

#### ① 経営の安定化

安定した経営を維持するため、執行体制や事業の見直しなど運営の合理化・効率化を推進する。

#### ② 職員数

ア プロパー職員については、退職後の県派遣職員による補充も検討しつつ、業務量の状況や専門的ノウハウの継承、経営状況等を勘案の上、適正に配置する。

イ 県派遣職員については、県の関与の必要性や行政課題の変化など、各公社の状況を総合的に勘案しつつ、適正に配置する。

#### ③ 給与

県の取組を踏まえつつ、各公社の経営状況等に応じて適宜適切に見直しを行う。

#### ④ 県財政支出の見直し

県からの委託、補助事業等の継続的な検証や事業執行の効率化等により、県財政支出の見直しを行う。

#### ⑤ 運営の透明性の向上

情報公開や契約手続の適正化を徹底するとともに、監査体制の強化など経営の透明性の向上を図る。

#### ⑥ フォローアップの強化

第三者による外部委員会を設け、専門的見地から公社等の運営に対し、指導・助言等を行う。

### (3) 新たな施策展開

社会経済情勢の変化や県民ニーズ等を踏まえ、公社の持つ個別の機能を活かし、公的セクターとしての役割を担う事業を積極的に推進する。

## 8 長期保有土地

### (1) 長期保有土地の処理

「長期保有土地の処理に関する基本方針」の下、利活用や売却等計画的な処理と適正管理を推進する。

[処理の基本方針]

- ① 庁内、公社等での利活用
- ② 地元市町等への売却、譲渡、交換、貸付
- ③ 県、市町等での利活用が見込めない用地は民間売却を基本
- ④ 山林のうち、直ちに利活用が見込めない場合は、県有環境林として取得し当面の間適正管理
- ⑤ 地元市町から取得要請等があった用地は、市町と連携して利活用方策の検討を推進

### (2) 県有環境林としての計画的な取得と適正管理

直ちに利活用が見込めない山林について、県有環境林として計画的に取得し、地元市町との連携の下、適正管理を図りつつ、利活用方策を検討する。

### (3) 企業庁が保有する進度調整地

県民・企業ニーズや事業採算性等を考慮の上、地元自治体等の理解と協力を得ながら、その利活用を検討する。利活用が困難な場合は、長期的には県有環境林等としての活用も検討する。

### (4) 地元市町と連携した利活用の推進

地元市町から取得要請等があった用地など、地元市町との連携を図ることとした用地は、地元市町と協議調整を積極的に進め、利活用方策の検討を推進する。

## 9 自主財源の確保

### (1) 県税

#### ① 県税収入の確保

県財政の歳入の基盤となる県税収入の確保を推進する。

#### ② 税収確保対策の推進

ア 徴収歩合が全国平均を上回ることを基本とし、収入未済額の更なる縮減に向け、税収確保対策を推進する。

イ 県と市町との連携を推進するとともに、課税調査、滞納対策、不正軽油対策、納税環境の整備等の取組を強化する。

#### ③ 税制改正に向けた働きかけの推進

地方税財源の一層の充実を図るため、全国知事会など関係団体とも連携し、国に対して積極的な働きかけを行う。

### (2) 課税自主権の活用

#### ① 超過課税

法人県民税超過課税、法人事業税超過課税及び県民緑税等の超過課税については、充当事業を効果的に実施するとともに、社会経済情勢や県民ニーズ等の変化を踏まえ、充当事業の効果を検証の上、今後の計画の必要性を検討する。

## ② 法定外税等

地方財政制度の動向や社会経済情勢の変化等を踏まえ、地域が抱える政策課題に対応するための財源確保や政策誘導の手段として、法定外税等の導入の可能性を検討する。

## (3) 諸収入

### ① 使用料・手数料

社会経済情勢の変化や利用者の利便性向上、受益と負担の適正化等の観点から使用料・手数料の適正化を図る。

### ② ネーミングライツ

複数施設の一括募集や対象施設の拡大などの柔軟な制度運用により、ネーミングライツの導入を促進する。

### ③ 広告収入

県施設や広報誌、ホームページなど有形無形の資産について、広告媒体として積極的に活用し、広告収入を確保する。

### ④ ふるさとひょうご寄附金

寄附者の共感と賛同を得て寄附を集める魅力ある事業を検討するとともに、事業毎の特典や効果的な広報・PRを展開する。

## (4) 債権管理

### ① 特定債権の回収・整理

債権管理推進本部の下、債権毎の債権管理計画に基づいた債権の回収・整理を推進し、収入未済額を縮減する。

### ② 災害援護資金貸付金(阪神・淡路大震災分)

関係各市に対し償還努力を促し、債権回収を推進するとともに、免除要件の拡大等について、国への提案・協議を継続して行う。

## (5) 資金管理

### ① 資金調達

市場環境や投資家ニーズを捉えた柔軟な起債運営により、安定的かつ低利な資金調達を推進するとともに、発行年限の多様化や住民参加型市場公募債の活用など、多様な調達手段を確保する。

### ② 資金運用

「兵庫県及び関連公社等資金運用方針」に基づき、保有する資金の安全かつ有利な運用に留意しつつ、グループファイナンスの積極的な活用や、将来の買入消却に備えた兵庫県債の買入れなど、市場環境を踏まえた柔軟かつ機動的な資金運用を推進する。

## 10 地方分権の確立に向けた取組

### (1) 地方分権改革の推進

- ア 国から地方への事務・権限の移譲に向け、本県独自の働きかけに加え、全国知事会、関西広域連合や県地方六団体等とも連携を図りつつ、国への働きかけを積極的に推進する。
- イ 地方税財源の充実強化に向け、地方税体系の抜本的な見直し、地方一般財源総額の充実確保等を要請する。
- ウ 市町の意向を踏まえつつ、県と市町が連携して県から市町への権限移譲を推進する。

### (2) 関西広域連合による取組の推進

- ア カウンターパート方式による大規模災害発生時の被災地支援や、関西全域をカバーするドクターヘリの運行など、7つの広域事務を着実に実施するとともに、関西全体で取り組むべき新たな課題にも官民が連携して積極的に対応する。
- イ 防災庁の創設や政府関係機関の地方移転など、国土の双眼構造の実現に向けた取組を推進し、国からの事務・権限の受け皿たり得ることを顕示する。
- ウ 中長期的な観点から、関西広域連合の今後対応すべき広域課題やその解決に相応しい体制等について検討する。

### (3) 規制改革の推進

- ア 関西圏国家戦略特区、関西イノベーション国際戦略総合特区、あわじ環境未来島特区を活用し、産業の国際競争力強化や地域活性化を推進する。また、国に対し更なる特例措置の創設を働きかける。
- イ 企業等の事業活動の妨げとなっている県及び県内市町独自の規制の見直しや、県民サービスの向上につながる事務手続の簡素化等に取り組む。

## 11 すこやか兵庫の実現に向けた施策の推進

人口減少と少子高齢化の同時進行、革新技術の浸透、働き方の多様化、大交流時代の到来、高まる災害リスクと持続可能な環境づくりなど、今後の社会経済情勢の変化を的確に捉え、「兵庫 2030 年の展望」及び「21 世紀兵庫長期ビジョン」を踏まえた、すこやか兵庫の実現に向けた施策を推進する。

### (兵庫 2030 年の展望)

兵庫の 2030 年の姿		取組の方向
価値創造 経済	①世界をリードする先端産業が集積 ②挑戦とイノベーションの連鎖が拡大 ③アジア新興国等の成長活力を取り組み	・先端産業の振興、革新技術の開発・導入支援、起業や新事業展開等の促進、地域に根ざした産業の振興、海外の成長活力の取り込み等
全員活躍 社会	①個人のライフスタイルに応じた働き方が実現 ②多様な人々の社会進出が進展 ③生涯現役が当たり前	・年齢・性別・障害の有無等に関わりなく働き続けられる環境づくり、何度でもチャレンジできる環境づくり、起業支援の充実等
充実する 「自分時間」	①「自分時間」が増加 ②多様な形で過ごす「自分時間」 ③兵庫への移住が増加	・ワーク・ライフ・バランスの推進、保育・介護サービスの基盤強化、副業や学び直し等の環境整備、楽農生活や二地域居住の推進、地域づくり活動の推進、兵庫に根ざした文化・芸術の振興、生涯スポーツの先進地づくり等
未来に挑 む人づく り	①地域総参加で子どもの成長を支援 ②自立して挑戦する力を育む教育が展開 ③大学等が新たな価値の創出拠点に ④生涯を通じた学び直しの環境が整備	・地域住民の参画推進、学校教育の充実、大学等の機能強化、学び直しの環境整備等
子育て 安心社会	①結婚の希望を叶える環境が充実 ②安心して子どもを産み育てられる環境が整備 ③地域とつながる子育てが再生	・若者の自立や出会い支援、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援、職場における子育て支援、家族・地域ぐるみでの子育て支援等
進む健康 長寿	①だれもが健康づくりを実践し、健康寿命が延伸 ②住み慣れた地域で介護や医療を受けられる環境が整備 ③高齢者の見守りなど地域のつながりが強化	・健康づくりや介護予防活動の推進、介護・医療体制の整備、地域における支え合いの強化等
安全な 暮らし	①世界最高水準の防災基盤と防災意識が形成 ②災害からの復元力が強化 ③日常生活の安全が確保	・地震・津波対策の推進、風水害対策の推進、地域防災力の強化、広域防災体制の強化、復旧復興体制の整備、暮らしの安全確保等
環境 先進地	①環境保全と経済成長の好循環が進展 ②次世代エネルギー社会を先導 ③人と自然が共生 ④豊かな森林が多面的機能を発展	・グリーンイノベーションの推進、人と自然の共生、森林の適切な管理等
御食国 ひょうご	①県産ブランドが国内外の需要を獲得 ②農水産業が基幹産業として持続的に発展 ③農のスマート化が進展	・ブランド戦略の推進、農業の競争力強化、畜産物の生産力強化、養殖業と栽培漁業の振興農のスマート化の推進等
交流五国	①双方向で行き交うライフスタイルが定着 ②ツーリズム人口が拡大 ③多文化共生の先進地が形成 ④陸海空の交通インフラが充実	・二地域居住や移住等の促進、五国の資源を活かしたツーリズムの促進、多文化共生の推進、陸海空の交通インフラの整備推進等
豊かな 生活空間	①都市間競争力が高まる都市中心部 ②多世代が混住する郊外住宅地 ③生活サービスや交通の拠点となる地方都市 ④交流が広がる多自然地域の集落	・都市機能の充実強化、空き家・空き地の「負動産」から「資産」への転換、多世代の混住化、居住地に関わりなく安心して暮らせる環境づくり、多自然地域での交流拡大等

(参考) 財政フレーム

【最終2カ年行革プランからの変更点】

- 1 経済成長率及び発行利率：2028年度まで中長期の経済財政に関する試算  
(2018(H30)年7月公表)の成長実現ケースに置き換え
- 2 県税等：国の中長期試算と同様、伸び率を経済成長率のみとする  
(弾性値を乗じない)
- 3 投資的経費：2021～2023年度ベースの事業費を2028年度まで延長

1 試算の前提条件

(1) 経済成長率

「中長期の経済財政に関する試算」(2018(H30)年7月公表)のうち、成長実現ケースの名目経済成長率

区 分	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028※
名目経済成長率	2.8%	2.8%	3.0%	3.3%	3.4%	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%	3.5%

※「中長期の経済財政に関する試算」(2018(H30)年7月公表)では、2027年度までの試算値しか公表されていないため、2028年度は2027年度と同率に設定

(参考)

直近5か年の経済成長率をみると、全国と本県との伸び率に乖離が生じていないことから、乖離率は乗じない。

[全国と兵庫県の名目GDPの対前年度比推移(直近5か年(平成24～28年度))]

区 分		H24	H25	H26	H27	H28	H24～H28 平均
全 国	A	100.1%	102.6%	102.2%	103.0%	101.0%	101.8%
兵庫県	B	99.8%	101.6%	103.3%	101.9%	100.5%	101.4%
乖 離	B/A	0.997	0.990	1.011	0.989	0.995	0.996

(2) 歳入

① 県税等

2018(H30)年度当初予算をもとに、2019(H31)年度以降の経済成長率を用いて試算  
・ 県税、地方法人特別譲与税等：前年度見込額×経済成長率

(参考①)

2018(H30)年度には、同年度から実施される以下の項目の影響額を織り込んでいる。

- ・ 教職員給与負担事務の政令市への移譲に伴う税源移譲(個人県民税所得割2%分)に伴う減
- ・ 個人住民税所得割の特別徴収一斉指定に伴う増
- ・ 地方消費税の清算基準の見直しに伴う増

(参考②)

- ・ 地方消費税の税率改定に伴う増収見込の年度ごとの割合

区 分	2019(H31)	2020	2021～
0.5%引き上げ分	5%	75%	100%

(参考③)

消費税率の10%改定時に実施が見込まれる以下の地方法人課税偏在是正措置については、その影響額を織り込んでいる。(2019(H31)年10月～実施)

- ・ 税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として実施されてきた地方法人特別税・譲与税の廃止及び法人事業税の復元による減
- ・ 地域間の税源の偏在を是正し、財政力格差の縮小を図るための法人住民税交付税原資化の拡大による法人県民税法人税割の減

※ なお、減収額は地方交付税で措置されると見込んでいる。

② 地方交付税等

2018(H30)年度当初予算をもとに、次のとおり試算

ア 基準財政収入額

- ・ 前年度見込額に、毎年度の県税等の増収額の75% (地方消費税率の改定に伴う増収額は100%) を加算
- ・ 地方法人課税の偏在是正措置に伴う減収額の75%を減額
- ・ 法人住民税の交付税原資化の拡大に伴い創設される法人事業税市町交付金は、その全額を減額

イ 基準財政需要額

(7) 個別・包括算定経費 (社会保障の充実分を除く)

- ・ 前年度見込額に、給与 (定期昇給等を除く) 及び社会保障関係費の歳出増加額に見合う伸び率を乗じて試算

(参考)

2019(H31)年度以降: +1.6% (給与: +0.5%、社会保障関係費: +1.1%)

- ・ 地方法人課税の偏在是正措置に伴い縮小する留保財源分 (減収額の25%) は、基準財政需要額に加算されるとして試算

(i) 社会保障の充実分等

平年度ベースで、国・地方の社会保障の充実分が2.5兆円、「新しい政策パッケージ」に基づき実施される幼児教育の無償化等の教育・子育て支援分が1.7兆円となることを前提に、H26.4.1の消費税及び地方消費税率改定に伴う実績も踏まえ、年度ごとの収入割合を乗じて得た額 (※) の対前年度伸び率を前年度の見込額に乗じて試算

[国・地方の社会保障の充実分及び教育・子育て支援]

区 分	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2021～ (平年度)
社会保障の充実	1.35兆円	1.35兆円	1.41兆円	2.19兆円	2.5兆円
教育・子育て支援	—	—	0.08兆円	1.29兆円	1.7兆円
計	1.35兆円	1.35兆円	(※) 1.49兆円	(※) 3.48兆円	4.2兆円
対前年度の伸び率	—	—	+10%	+233%	+120%

(ウ) 事業費補正・公債費：毎年度の算入見込額

(エ) その他（人口減少等特別対策事業費等）：2018（H30）年度当初予算と同額

③ 国庫支出金

社会保障関係費（国制度分）や投資事業費（国庫補助事業）などの事業費に対応した見込額

④ 特定財源

各種貸付金の償還金などの見込額

⑤ 県債

今後の投資事業量に応じた発行見込額

（今後の投資事業量は、歳出の「④ 投資的経費」の表を参照）

⑥ その他の収入

土地の売払収入、債権の回収、ネーミングライツなどの見込額

(3) 歳出

① 人件費

ア 職員給等

(7) 定員

- ・ 一般行政部門の定員は、2018（H30）年4月1日の職員数を維持
- ・ 法令等により配置基準が定められている定員は、当該基準に基づく配置定員（教職員定数については、生徒数の減に伴う減を見込んでいる。）

(イ) 給与

- ・ 2018（H30）年度当初予算時の単価に基づき、定期昇給及び新陳代謝を見込む。
- ・ 人事委員会勧告に基づく給与改定率は、経済成長率の1/3と試算
- ・ 給与抑制措置は、一般職員について2018（H30）年度で解消、管理職については、管理職手当を除き、2019（H31）年度に解消として試算
- ・ 給与構造改革及び給与制度の総合的見直し等における給料表の水準の引下げに伴う経過措置は、2020年3月末までに段階的に廃止として試算

イ 退職手当：今後の退職者数の見込をもとに試算

## ② 公債費

### ア 起債発行額

今後の投資事業費の計画額等に基づく発行見込額

### イ 発行利率

「中長期の経済財政に関する試算」(2018(H30)年7月公表)における成長実現ケースの名目長期金利

区 分	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028※
名目長期金利	0.0%	0.0%	0.3%	0.8%	1.4%	2.0%	2.6%	3.2%	3.5%	3.5%

※「中長期の経済財政に関する試算」(2018(H30)年7月公表)では、2027年度までの試算値しか公表されていないため、2028年度は2027年度と同率に設定

## ③ 行政経費

### ア 行革プランに記載している事業

行革プランに基づく見直し後の所要額

### イ 所要額を個別に算定する事業

#### (ア) 社会保障関係費(社会保障の充実分等)

平年度ベースで、国・地方の社会保障の充実分が2.5兆円、「新しい政策パッケージ」に基づき実施される幼児教育の無償化等の教育・子育て支援分が1.7兆円となることを前提に、H26.4.1の消費税及び地方消費税税率改定に伴う実績も踏まえ、年度ごとの収入割合を乗じて得た額(※)の対前年度伸び率を前年度の見込額に乗じて試算

[国・地方の社会保障の充実分及び教育・子育て支援]

区 分	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2021~ (平年度)
社会保障の充実	1.35兆円	1.35兆円	1.41兆円	2.19兆円	2.5兆円
教育・子育て支援	—	—	0.08兆円	1.29兆円	1.7兆円
計	1.35兆円	1.35兆円	(※)1.49兆円	(※)3.48兆円	4.2兆円
対前年度の伸び率	—	—	+10%	+233%	+120%

#### (イ) 社会保障関係費(社会保障の充実分等を除く)及び個別算定事業

前年度見込額に、直近の伸び率等を踏まえて試算

### ウ その他の行政経費

- ・ 2018(H30)年度当初予算と同額を基本に、クラウド化・事務改善などコスト削減を踏まえて試算
- ・ 法人住民税の交付税原資化の拡大に伴い創設される法人事業税市町交付金について、その所要額を見込む。

#### ④ 投資的経費

地方財政計画の水準を基本に、本県の喫緊の行政課題に対応する事業費を別枠で確保

[各年度の投資事業費総額]

(単位：億円)

区 分		2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019(H31) ~2020	2021 ~2028
国庫 補助 事業	通常事業	1,020	1,015	1,030	1,030	1,030
	別枠事業	24	15	0		
	災害関連事業(注1)	24	15	0		
	国庫補助事業 計	1,044	1,030	1,030	1,030	1,030
県 単 独 事 業	通常事業	560	565	570	570	570
	別枠事業	135	140	175	180	100
	山地防災・土砂災害対策事業	25	25	(注2) 30	30	30
	緊急防災・減災事業	110	80	100	(注3) 80	0
	長寿命化・環境整備対策事業	—	35	45	(注4) 70	70
	県単独事業 計	695	705	745	750	670
合 計		1,739	1,735	1,775	1,780	1,700

注1： 災害関連事業は、災害復旧事業に応じて、毎年度、所要額を精査

注2： 山地防災・土砂災害対策事業の2018(H30)年度以降の事業費(30億円)は、山地防災・土砂災害対策計画に基づく事業費

注3： 緊急防災・減災事業は、2019(H31)年度以降、県有施設耐震改修事業の進捗に伴い減少

津波防災インフラ整備計画(2014(H26)~2023年度)等に必要な事業費(240億円)について、2018(H30)~2020年度の3カ年で確保(80億円/年)

注4： 長寿命化・環境整備対策事業の2019(H31)年度以降は、70億円で仮置き

2 財政運営目標の見通し

(単位:億円、%)

区 分		2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	10年間の目標
フロー指標	収 支 均 衡	+0	+0	+0	+10	+5	+10	+30	+45	+55	+65	+75	収支均衡
	【新】 県 債 依 存 度 (県債発行額/一般財源) [臨時財政対策債除き]	7.6%	7.5%	7.0%	6.2%	6.1%	6.1%	6.0%	5.9%	5.8%	5.6%	5.5%	毎年度の地財計画の一般財源 総額に対する地方債 [臨時債除き]の割合以下 (H30:8.4%)
	(普)実質公債費比率 (単 年 度)	14.5%	15.2%	15.7%	15.5%	16.7%	17.3%	17.3%	17.3%	17.4%	17.4%	17.3%	18%未満
	【新】 (普)公債費負担比率 (公債費/一般財源)	22.5%	22.4%	21.8%	21.1%	21.5%	21.6%	21.4%	21.8%	21.6%	21.2%	20.9%	-
	震災関連公債費除き	18.7%	18.7%	18.6%	18.3%	18.9%	19.0%	18.9%	19.3%	19.6%	19.5%	19.7%	毎年度の地財計画の一般財源 総額に対する公債費の 割合以下(H30:19.7%)
	県 債 管 理 基 金 活 用 金 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	財源対策としては、 原則、活用しない
	経 常 収 支 比 率	95.4%	95.5%	95.6%	95.4%	95.7%	95.5%	95.4%	95.2%	94.7%	94.0%	93.0%	-
	うち人件費	36.1%	35.2%	33.5%	32.8%	32.4%	32.0%	31.8%	31.1%	30.6%	30.6%	30.1%	30%程度
	うち公債費	24.5%	25.1%	25.1%	24.7%	25.1%	25.1%	24.9%	25.2%	25.1%	24.3%	23.7%	25%程度
	うち社会保障関係費等	34.8%	35.2%	37.0%	37.9%	38.2%	38.4%	38.7%	38.9%	39.0%	39.1%	39.2%	40%程度
ストック指標	県 債 残 高	41,426	40,996	40,470	39,876	39,121	38,270	37,343	36,289	35,170	34,044	32,902	-
	臨時財政対策債除き	28,220	27,179	26,107	25,032	23,917	22,839	21,812	20,787	19,839	19,019	18,320	県債残高比率:150%程度 【2023年度中間目標】 H28年度の全国平均 (200%)程度
	【新】県債残高比率 (県債残高/標準規模)	(268.4%)	(255.8%)	(235.8%)	(220.6%)	(209.8%)	(198.8%)	(188.6%)	(179.1%)	(168.3%)	(159.7%)	(152.1%)	
	臨時財政対策債、減収補填債 75%分、補正予算債除き	26,579	25,595	24,586	23,572	22,526	21,516	20,557	19,597	18,714	17,959	17,325	2018(H30)年度の 70%程度
						2018比:81.0%					2018比:65.2%		
	(普)将来負担比率	329.4%	319.6%	296.0%	280.6%	271.0%	259.5%	247.6%	237.4%	226.9%	220.2%	214.5%	-
震災関連県債残高除き	275.3%	270.6%	252.9%	241.5%	234.4%	224.7%	216.1%	212.1%	207.0%	205.2%	203.0%	H28年度の全国平均 (200%)程度	
(普)県債管理基金 積 立 不 足 率	23.8%	23.8%	19.9%	19.7%	18.9%	18.6%	18.1%	17.5%	16.9%	16.3%	15.6%	15%程度	

※ 2019(H31)年度以降の財政指標については、補正予算債や災害復旧事業に伴う県債の発行増など、財政運営の変動要素は織り込んでいない。

3 財政フレーム（事業費ベース）

（単位：億円）

区 分	2018 (H30)	2019 (H31)	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	
県 税 等	8,135	8,365	8,910	9,200	9,505	9,825	10,170	10,525	10,885	11,265	11,660	
地方消費税率改定分	820	875	1,335	1,535	1,585	1,635	1,695	1,755	1,815	1,880	1,945	
地 方 交 付 税 等	4,105	4,070	4,365	4,465	4,365	4,260	4,135	3,995	3,915	3,845	3,765	
一 般 財 源 小 計	12,240	12,435	13,275	13,665	13,870	14,085	14,305	14,520	14,800	15,110	15,425	
国 庫 支 出 金	1,515	1,535	1,590	1,640	1,635	1,620	1,620	1,670	1,635	1,640	1,660	
特 定 財 源	3,895	3,835	3,735	3,650	3,640	3,640	3,640	3,635	3,640	3,635	3,635	
県 債	930	935	935	855	855	855	855	855	855	855	855	
そ の 他 の 収 入	190	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	
歳 入 計 A	18,770	18,940	19,735	20,010	20,200	20,400	20,620	20,880	21,130	21,440	21,775	
人 件 費	4,685	4,645	4,610	4,610	4,595	4,595	4,610	4,575	4,575	4,630	4,635	
公 債 費	2,680	2,750	2,795	2,735	2,805	2,840	2,890	2,930	3,015	3,075	3,145	
臨時財政対策債分	680	735	765	795	830	880	935	975	1,060	1,125	1,200	
そ の 他	2,000	2,015	2,030	1,940	1,975	1,960	1,955	1,955	1,955	1,950	1,945	
県 税 交 付 金	1,440	1,445	1,795	1,940	2,000	2,065	2,130	2,200	2,270	2,350	2,425	
地方消費税率改定分	410	435	665	765	790	815	845	875	905	940	970	
行 政 経 費	8,190	8,320	8,755	9,015	9,095	9,190	9,260	9,430	9,515	9,620	9,795	
社会保険関係費	2,640	2,730	2,820	2,905	2,995	3,085	3,175	3,265	3,355	3,445	3,535	
社会保険の充実分等	475	500	925	1,075	1,075	1,075	1,075	1,075	1,075	1,075	1,075	
投 資 的 経 費	総額	1,775	1,780	1,780	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	
	起債	930	935	935	855	855	855	855	855	855	855	
	補 助 事 業	総額	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	
		起債	440	440	440	440	440	440	440	440	440	
	単 独 事 業	総額	745	750	750	670	670	670	670	670	670	
		起債	490	495	495	415	415	415	415	415	415	
	歳 出 計 B	18,770	18,940	19,735	20,000	20,195	20,390	20,590	20,835	21,075	21,375	21,700
	収 支 A - B	0	0	0	10	5	10	30	45	55	65	75

※1 2018(H30)年度は当初予算ベース

※2 臨時財政対策債は、地方交付税等欄に計上

※3 5億円単位で表記しているため、合計が一致しないことがある

## 「行財政の運営に関する条例(仮称)」の制定(骨子)

### 1 趣旨

行革推進条例を制定し構造改革を成し遂げた行革の成果を生かしつつ、今後とも、県民に信頼される適切な行財政の運営を行うため、新たな条例を制定する。

### 2 概要

#### (1) 目的

県の行財政の運営について、基本的な方向等を定める行財政運営方針の策定及びこれに基づく取組に関して必要な事項を定め、適切な行財政を運営する。

#### (2) 行財政運営方針の策定

適切な行財政の運営を行うため、行財政運営の基本的な方向、財政運営の指標及びその目標、各分野の取組方向を示した行財政運営方針を策定する。

#### (3) 策定手続き等

行財政運営方針の策定、変更、廃止について、議会の議決を経るとともに、行財政運営方針を公表する。

#### (4) 実施計画の策定等

毎年度、行財政運営方針の実施計画を策定し公表するとともに、議会に報告する。

#### (5) 実施状況の報告等

毎年度、行財政運営方針の実施状況について、行財政運営審議会の意見を付して、議会に報告するとともに、報告の内容を公表する。

#### (6) 議会の意見

議会は、行財政運営方針の変更等その他行財政の運営に関することについて、意見を述べるができる。議会の意見に対して見解を示し、又は必要な措置を講ずる。

#### (7) 行財政運営審議会の設置

行財政の運営に関する事項を調査審議するため、地方行財政について知識経験を有する者や県内で活動を行う団体を代表する者等で構成する行財政運営審議会を設置する。

#### (8) 行財政運営方針の見直し

社会経済情勢の変化、国の政策動向などを勘案し、3年毎を目途として行財政運営方針の見直しを行い、必要な措置を講ずる。

#### (9) その他(施行前の手続き)

本条例の施行前に現行の行革審議会及び行革県民会議の意見を聴き、議会の議決を経て策定した行財政運営方針は、本条例に基づき策定されたものとする。

### 3 施行期間

2019年4月1日から10年間